

# 2/4日 は皆野町議会議員一般選挙の投票日です！

任期満了に伴う皆野町議会議員一般選挙の投票が2月4日(日)に行われます。選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆様のご協力をお願いします。



## ■投票できるかた

平成18年2月5日までに生まれ、令和5年10月29日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住しているかたです(失権などによる欠格条項に該当しているかたを除きます)。

## ■投票の方法

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。

候補者氏名(1人)を記載し投票してください。

## ■投票所および投票時間

投票所および投票時間は、「別表1」のとおりです。

## ■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投

票所に出かけられないかたは、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満18歳になっていないかたは、不在者投票となります。

**期間** 1月31日(水)～2月3日(土)  
**時間** 午前8時30分～午後8時  
**場所** 期日前投票所(役場2階会議室)  
**持参するもの**

郵送された入場券  
※入場券がお手元に届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。入場券をなくした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。入場券の再交付などは、身分証明書(運転免許証など)の提示を求めめる場合があります。

## ■入院(所)中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院(所)中のかたは、投票管理者(病院長・施設長など)に投票用紙の請求をすれば、その施設内で不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。町外の指定病院・施設については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ■郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害があるなど、「別表3」の要件に該当するかたは、郵便などで不在者投票をすることができます。ただし、制度を利用するには事前に申請により「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望されるかた

は選挙管理委員会までご連絡ください。  
※**交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。**

## ■代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由により自分で投票することができないかたには、代理投票の制度があります。また目の不自由な方は点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

## ■開票

開票は即日開票とし、2月4日(日)の午後9時から文化会館会議室A(3階)で行います。

## ■開票所の一般参観

皆野町の選挙人名簿に登録されているかたは、開票を参観できます。参観人の定員は30人です。

※午後8時30分から先着順に参観券を交付しますが、その時点で希望者が定員を上回った場合は、抽選により参観人を決定します。

手続などの詳細については、**選挙管理委員会へお問い合わせください**

町選挙管理委員会(総務課⑩番窓口)  
☎62・1231

